

第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市における福祉課題は多様化、複雑化してきている。この解決に向けて、官民一体となって総合的に取り組んでいくことが必要であるため、第二次北本市地域福祉計画改訂に合わせて、社会福祉法第107条に基づき、市及び社会福祉協議会の第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定することを趣旨とする。

2 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

3 計画策定の体制

(1) アンケート調査の実施

地域における課題等を把握することを目的として、市民を対象としたアンケート調査を実施する。

(2) 地域福祉推進委員会の開催と策定会議の設置

計画策定にあたり、外部委員が出席する地域福祉推進委員会を開催するとともに、庁内検討体制として、策定会議を設置する。

4 計画の重点項目

第6期埼玉県地域福祉支援計画との整合を図りながら、以下を重点的に検討予定。

(1) 地域共生社会のさらなる推進

「縦割り」「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世帯や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を推進する。

(2) 社会福祉法に基づく新たな事業の位置づけ（重層的支援体制整備事業の推進）

社会福祉法の改正で新設された「重層的支援体制整備事業」を位置づける。

(3) その他高齢化・少子化などで顕著な傾向への対応

成年後見制度利用促進、ケアラー・ヤングケアラー支援、地域の子育て支援、子供の貧困等に対する取り組み等を位置づける。

5 これまでの経過

令和3年11月	地域福祉推進委員会の開催
令和3年12月	市民アンケート調査の実施
令和4年1月	生活支援体制整備事業を活用した地域課題等の収集、分析
令和4年3月	市民アンケート調査等の報告書とりまとめ
令和4年5月	第1回第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議開催